

(目的)

第1条 学校法人立命館コンプライアンス推進規程(以下「推進規程」という。)第10条に基づき、理事長の下に学校法人立命館コンプライアンス委員会(以下「コンプライアンス委員会」という。)を設置する。

(コンプライアンス委員会の任務)

第2条 コンプライアンス委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進にかかる重要な方針およびその変更を理事長に提案すること
- (2) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進のための啓発、研修を企画し実施すること
- (3) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進方針に反する事例を処理し、再発防止策の策定を理事長に提案すること
- (4) 学校法人立命館通報処理規程第15条の2第2項に定める措置を理事長に勧告すること
- (5) コンプライアンスの推進に関する取り組みの公表に関すること
- (6) その他、委員会がコンプライアンスの推進のために必要と認めた事項

(コンプライアンス委員会の構成)

第3条 コンプライアンス委員会は、次の者によって構成する。

- (1) 学校法人立命館寄附行為第7条第1項第1号、第2号に掲げる理事より2名
  - (2) 常務理事(総務担当)
  - (3) 常務理事(一貫教育担当)
  - (4) 理事である立命館大学副学長より1名
  - (5) 理事である立命館アジア太平洋大学副学長より1名
  - (6) 法務コンプライアンス室長
  - (7) 弁護士等より2名
- 2 前項第1号、第4号、第5号および第7号に掲げる委員は、理事長が任命する。
- 3 第1項第1号ないし第6号に掲げた委員の任期は、その職の在任期間とする。第7号に掲げた委員の任期は2年とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおき、前条第1項第1号に掲げた委員の中から委員会において選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、または欠けるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(コンプライアンス委員会の開催等)

第5条 コンプライアンス委員会は、年1回定例で開催するほか、必要に応じて開催する。

- 2 コンプライアンス委員会は、委員の2分の1以上の出席によって成立する。
- 3 委員会の議決は、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 必要と認める場合には、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

5 監事は委員会に出席することができる。

(調査委員会)

第6条 コンプライアンスの推進方針に反する疑いのある事実が発見され調査が必要となった場合は、コンプライアンス委員会の下に調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会の設置は、コンプライアンス委員会委員長の承諾を得て、法務コンプライアンス室長が行う。

3 法務コンプライアンス室長は、調査委員会を設置した場合、後に開催されるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

4 調査委員会の調査手続について必要な事項は、別に定める。

5 調査委員会が緊急を要すると認めるときは、理事長は当該組織または当該個人に対しコンプライアンスの推進方針に反する疑いのある行為を中止させ、その他必要な措置を講じなければならない。

(利害関係者の排除)

第7条 コンプライアンス委員会委員、調査委員会委員およびこれらの委員会で意見を求められる者は、自らに関係する事案の処理に関与してはならない。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員会は、第6条第1項による調査を完了したときは、直ちにコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたコンプライアンス委員会は、第2条第3号に掲げる事項について議決する。

(守秘義務)

第9条 コンプライアンス委員会の委員および調査委員は、その業務上知ることのできた秘密を調査に必要な場合を除いて、他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日より施行する。

附 則(2010年9月22日通報調査委員会の新設に伴う一部改正)

この規程は、2010年10月1日より施行する。

附 則(2015年3月10日委員会構成の変更に伴う一部改正)

この規程は、2015年3月10日から施行する。